

預かり期間について

区分	預かり期間	該当農林水産物	備考
1	1日	葉茎菜類(たけのこ)	鮮度落ちが激しいと判断
2	2日	葉茎菜類 果菜類(トマト、なす、胡瓜、イチゴ他、外皮の薄いもの) 根菜類(葉がついたもの) 椎茸類 カット野菜(単品のみ) 果実類(いちじく、栗他)	直売所として2日が限度と判断
3	5日	果菜類(メロン、スイカ等外皮の厚いもの) 葉茎菜類(にんにく、その他) 根菜類(いも類等) 果実類(梨、柿、梅等)	日持ち、食べ頃を考慮して5日とする
4	品質保持期間 2日前	卵類	
5	5日	切花類	棘のある商品は事故防止に努めること
6	15日	穀物類(白米等)	精米後の品質保持期間として判断
7	30日	穀物類(うるち玄米、大豆他、乾燥しているもの)	直売所が扱う適正な期間として判断
8	品質保持期間	加工食品	賞味期限が30日以上のもものは黒崎屋と協議
9	その他	黒崎屋と協議して決定	